

静岡地方法務局管内遺言書保管所一覧

本局供託課	〒420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	電話:054-254-3555 (音声案内5番)
沼津支局	〒410-0033	沼津市杉崎町6-20	電話:055-923-1201 (音声案内8番)
富士支局	〒417-0052	富士市中央町二丁目7-7 富士法務総合庁舎	電話:0545-53-1200 (音声案内4番)
下田支局	〒415-8524	下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎	電話:0558-22-0534 (音声案内3番)
浜松支局	〒430-0929	浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎	電話:053-454-1396 (音声案内4番)
掛川支局	〒436-0028	掛川市亀の甲2-16-2	電話:0537-22-5538 (音声案内4番)
藤枝支局	〒426-0037	藤枝市青木一丁目4番1号	電話:054-641-1158 (音声案内3番)
袋井支局	〒437-0026	袋井市袋井366番地	電話:0538-42-3545 (音声案内3番)

- ◎遺言書の保管は、遺言者の住所地、遺言者の本籍地又は遺言者が所有する不動産所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所に申請することができます。
- ◎静岡県内にある遺言保管所はいずれも静岡県全域を管轄しています。
- ◎管轄区域は静岡県内全域で共通ですが、追加で遺言書の保管をする場合は、最初に遺言書の保管を申請した遺言書保管所と同じ遺言書保管所に対して申請しなければなりません。

令和5年5月29日から、静岡県内の全ての遺言書保管所の管轄が、県内全域になりましたので、県内に遺言者の住所、本籍又は遺言者所有の不動産がある場合は、県内どこの遺言書保管所でも申請ができます。



あなたの大切な
遺言書を守ります

静岡法務局